

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	抑制 00-02 <u>R1</u>
提出年月日	<u>令和3年9月30日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（抑制）

（MOX燃料加工施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 34 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

抑制00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(抑制)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/30	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/30	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/10	0	※本別紙は、追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/10	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（1 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備） 第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。放①-1, 放①-2</p> <p>【許可からの変更点等】 「重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故」を「重大事故等」と定義していることから許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点等】 設工認において設計として明確化するため記載を適正化した（以下同じ）。</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設では事業変更許可の記載に合わせて設備構成について段落を分けて記載しているため。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.5 拡散抑制設備 (1) 放水設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、<u>大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するため及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。</u></p> <p>放①-1, 放①-2</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。 放①-1, 放①-2</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (5) 拡散抑制設備 ① 放水設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、<u>大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u></p> <p>放①-1</p> <p>放射性物質の拡散を抑制するための対処及び航空機燃料火災への対処では、放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。放①放②</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、<u>泡消火又は放水による消火活動を実施するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</u>放①-2</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。 放①-1, 放①-2</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放② 水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。 放②</p> <p>水供給設備については、「ト. (イ)(6) 水供給設備」に、補機駆動用燃料補給設</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (5) 拡散抑制設備 ① 放水設備 a. 概要</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 放①</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、航空機燃料火災に対応するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 放①</p> <p>（双方の記載） 〈不一致の理由〉 放射性物質の拡散を抑制する方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>(1) 大気への拡散抑制及び航空機燃料火災対応</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、<u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備及び原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応できる設備として、原子炉建屋放水設備を設ける設計とする。</u></p>	<p>備考</p>

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
 〆：発電炉との差異の理由 〇：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（2 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 航空機燃料火災に対応するための設計方針を明確にするため、記載を適正化した。また、「燃料火災時に対応できる設計」に使用する資機材として泡消火薬剤について、保有量とともに記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「移動等」とは放水方向を変更するために放水設備の各構成機器に求められる機能の総称であり、個々の内容は下方の記載及び添付書類にて明確にすることから、当該箇所では等のままとした。</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせホイールローダを用いて運搬できる設計を記載している。</p>	<p>放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。放①-1</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤（2m³）を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。放①-2</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放①-1、放①-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放①-1、放①-2</p>	<p>備については、「ト. (イ)(4) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。放④</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。放①-1</p> <p>放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲による泡消火又は放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。放①-2</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放①-1、放①-2</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。放①-1、放①-2</p>	<p>（双方の記載） 〈不一致の理由〉 放水に係る方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設の放水設備の大型移送ポンプ車は、泡消火薬剤を直接ポンプで吸引するため、該当する設備がない。</p> <p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設の放水設備の大型移送ポンプ車には、泡混合器が内蔵型のため、該当する記載がない。</p> <p>放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。放④</p>	<p>大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより海水を取水し、ホース等を経由して放水砲から原子炉建屋へ放水できる設計とする。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対処設備として、原子炉建屋放水設備は、可搬型代替注水大型ポンプにより泡混合器を通して、海水を泡消火薬剤と混合しながらホース等を経由して放水砲から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）は、航空機燃料火災への泡消火に対応するために必要な容量の泡消火薬剤を保管できる設計とする。泡消火薬剤の保有数は、必要な容量として5m³確保し、故障時の予備用として5m³の計10m³を保管する。なお、泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）の容量は1m³/個であり、確保された泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個、予備用の泡消火薬剤5m³を1m³毎に分け5個の計10個を保管する。</p> <p>泡混合器は、航空機燃料火災に対応するため、可搬型代替注水大型ポンプ、放水砲及び泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）に接続することで、泡消火薬剤を混合して放水できる設計とする。また、泡混合器の保有数は、航空機燃料火災に対応するため、1個と故障時の予備として1個の合計2個を保管する。</p> <p>可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（3 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに重大事故等に対処するためのパラメータを計測する方針は同じであるが、MOX燃料加工施設と発電炉では計測するパラメータ及び計測設備が異なるため。</p>	<p>放水システムには、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放①-1, 放①-2</p>	<p>放水システムには、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放①-1, 放①-2</p>	<p>放水設備は、燃料加工建屋の放水に必要な台数を配備する。放④</p> <p>放水システムには、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放④</p>	<p>2.1 計測装置等 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等における計測重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p>	
<p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、MOX燃料加工施設ともに計測する装置の電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同じであるが、MOX燃料加工施設と発電炉にて設備構成が異なるため。</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。 放①-1, 放①-2</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。 放①-1, 放①-2</p>	<p>放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放④</p>	<p>2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p>	
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて臨界安全に及ぼす影響の考慮を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。放①-1, 放①-2</p>	<p>建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮し、実施する。放①-1, 放①-2</p>	<p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備による消火活動を行う。放④</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。放③</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③, 放④</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。放③</p> <p>放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③, 放④</p>	<p>放水設備は、再処理施設と共用する。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（4 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の具体的な仕様は仕様表にて示すため、個数、容量等については基本設計方針に記載しない。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。③c</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放③、放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアッ</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>【許可からの変更点等】 設計方針の内容を明確にするため追記した。</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③、放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放③放水設備の可搬型放水砲の放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの放水送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必</p>	<p>b. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。放② i. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」に示す。放② i. 可搬型重大事故等対処設備放② 放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>(c) 個数及び容量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。放② i. 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放②</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hであり、放水設備の可搬型放水砲の放水を可能にするために、放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの送水流量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数とし</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（5 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>プを含め十分な台数を確保する設計とする。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。放③, 放④</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とするとともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③, 放④</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とするとともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放</p>	<p>要数として8台放③, 予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを9台の合計17台以上を放③確保する。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③, 放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの送水流量を有する設計とする。放③</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、放③大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、放③予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を放③確保する。放③, 放④</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③, 放④</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、放③大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放</p>	<p>て8台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを9台の合計17台以上を確保する。放③</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する。放③</p> <p>放水設備の可搬型放水砲で放水する最大の流量が約900m³/hに対して放水設備の大型移送ポンプ車は、約1800m³/hの送水流量を有する設計とする。放③</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車の必要数は2台であり、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。放③</p> <p>再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。放③</p> <p>再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。放③</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲の必要数は1台であり、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（6 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とする。保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。放③,放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台</p>	<p>水砲を兼用する。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1800m³/hの放③測定範囲を有する設計とする。保有数は必要数として7台、放③予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを14台の合計21台以上を放③確保する。放③,放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1.6MPaの放③測定範囲を有する設計とする。保有数は必要数として7台、放③予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を放③確保する。放③,放④</p> <div data-bbox="1071 1346 1448 1520" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p> </div> <p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及</p>	<p>を兼用する。放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対処に必要な流路を確保するための必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1800m³/hの測定範囲を有する設計とする。保有数は必要数として7台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを14台の合計21台以上を確保する。放④</p> <p>再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な0～1.6MPaの測定範囲を有する設計とする。保有数は必要数として7台、予備として故障時のバックアップを7台の合計14台以上を確保する。放④</p> <p>(d) 環境条件等 基本方針については、「イ.(ハ)(1)③環境条件等」に示す。放④ i. 可搬型重大事故等対処設備 放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風（台風）及</p>	<p>放③,放④ (P11 から)</p>	<p></p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（7 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備の条文に展開して記載しているため。</p>	<p>風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収容し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響</p>	<p>び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「ロ。（ト）（2）② e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p>	<p>び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風（台風）及び竜巻に対して風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「イ。（ハ）（1）⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収容し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響</p>	<p>【許可からの変更点等】 「コンテナ等」は、複数種類のコンテナの総称として許可の記載のとおりとした。（以下同じ）</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（8 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 接続方法を統一する考え方は同じだが、本条文での対応がないため、差異として抽出した。</p>	<p>(降下火砕物による積載荷重) に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>物による積載荷重) に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ.(ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。放④</p> <p>c. 主要設備の仕様 放水設備の主要設備の仕様を添5第49表に示す。放④</p> <p>d. 系統構成及び主要設備 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合において、大気中への放射性物質の拡散抑制及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災の対応を行うための重大事故等対処設備として、放水設備を使用する。放④</p> <p>放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。放④</p> <p>放射性物質の拡散を抑制するための対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリ、代替火災感知設備の一部である火災状況確認用温度計、火災状況確認用温度表示装置及び可搬型グローブボックス温度表示端末並びに外部放出防止設備の一部である可搬型ダンパ出口風速計を使用する。放④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（9 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>航空機燃料火災への対処では、放水設備に加えて、水供給設備の一部である第1貯水槽、ホース展張車及び運搬車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。放</p> <p>水供給設備の一部である第1貯水槽、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽並びに代替火災感知設備の一部である火災状況確認用温度計及び火災状況確認用温度表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。放</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車及び運搬車、補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリ、代替火災感知設備の一部である可搬型グローブボックス温度表示端末並びに外部放出抑制設備の一部である可搬型ダンパ出口風速計を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放</p> <p>水供給設備については、「ト. (イ)(6)④ 系統構成及び主要設備」に、補機駆動用燃料補給設備については、「ト. (イ)(4)④ 系統構成」に、代替火災感知設備については、「ト. (イ)(1)③ a. (b) 系統構成及び主要設備」に、外部放出抑制設備については、「ホ. (イ)(2)① b. 系統構成及び主要設備」に示す。放</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、放射性物質の拡散を抑制するために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、建物へ放水できる設計とする。放水系統には、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を接続し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放</p> <p>燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災の対応を行うために、可搬型放水砲の設置場所を任意に設定し、大型移送ポンプ車から供給する水</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（10 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦</p>	<p>を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給し、泡消火又は放水による消火活動ができる設計とする。放水系統には、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を接続し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。放④</p> <p>可搬型放水砲は、ホイールロードを用いて運搬できる設計とする。放④</p> <p>可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。放④</p> <p>放水設備の系統概要図を添5第73図及び添5第74図に示す。重大事故等に対処するために必要なパラメータに係る計測範囲、重大事故時のプロセスの変動範囲及び個数を添5第50表に示す。放④</p> <p>e. 試験・検査 基本方針については、「イ.(ハ)(1)① b. 試験・検査性」に示す。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放④</p> <p>放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放④</p>	<p>【「等」の解説】 「外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等」、「保守等」及び「取替え等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（放水設備））（11 / 11）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>a. 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 大型移送ポンプ車（再処理施設と共用） 台 数 17 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを9台） 容 量 約 1800m³/h/台 可搬型放水砲（再処理施設と共用） 台 数 14 台（予備として故障時のバックアップを7台） 放□</p> <p>ホイールローダ（再処理施設と共用） 台 数 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） 放③, 放④</p> <p>可搬型建屋外ホース（再処理施設と共用） 数 量 1 式放□</p> <p>可搬型放水砲流量計（再処理施設と共用） 台 数 21 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを14台） 計測範囲 0～1800 m³/h 測定方式 電磁式放□</p> <p>可搬型放水砲圧力計（再処理施設と共用） 台 数 14 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを7台） 計測範囲 0～1.6MPa 測定方式 圧力式放□</p>	とする。放△		放③, 放④（P6～）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（1 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備） 第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。①</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>【「等」の解説】 「重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故」を「重大事故等」と定義していることから許可の記載のとおりとした。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設では事業変更許可の記載に合わせて設備構成を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて尾駁沼へ放射性物質等の放出を抑制するため放射性物質吸着材を使用する設計を記載しているが、発電炉では記載していない。</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他の加工施設 7.5 拡散抑制設備 (2) 抑制設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によって MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。放①</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車で構成する。放①</p> <p>抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水桝5箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備 (5) 拡散抑制設備 ② 抑制設備</p> <p>燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車、水供給設備の一部であるホース展張車並びに補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。放①放②</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車で構成する。放①</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放② 水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放② 補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ) (4) 補機駆動用燃料補給設備」に、水供給設備については「ト. (イ) (6) 水供給設備」に示す。放②</p> <p>抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p>	<p>ト. その他加工設備の附属施設 (イ) 非常用設備 (5) 拡散抑制設備 ② 抑制設備 a. 概要 燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によって MOX 燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。放①</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 放射性物質の拡散を抑制する方針は同じであるが、対象設備の違いにより記載が異なる。</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由 📌：許可からの変更点等</p> <p>MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置する。放①</p> <p>【許可からの変更点】 発電炉の記載を参考にして、基本設計方針対象設備である可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材の設置が必要な箇所を明確にするため追記した。（以下同じ）</p>	<p>3.2.10 原子炉建屋放水設備 (2) 海洋への拡散抑制</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備を設ける設計とする。</p> <p>海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故等対処設備として、海洋拡散抑制設備は、汚濁防止膜等で構成し、汚濁防止膜（可搬型）は、汚染水が発電所から海洋に流出する12箇所（雨水排水路集水桝9箇所及び放水路3箇所）に設置できる設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（2 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて放射性物質吸着材、小型船舶及び可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車、ホース展張車又は可搬型中型移送ポンプ運搬車により運搬できる設計を記載しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開して記載しているため。</p>	<p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼（2 箇所）へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放①</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放①</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備は、再処理施設と共用する。放③</p> <p>抑制設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③、放④</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれることがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。放②</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとる</p>	<p>抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾駁沼へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放①</p> <p>排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放①</p> <p>尾駁沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放①</p> <p>抑制設備は、再処理施設と共用する。放③</p> <p>抑制設備は、MOX 燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。放③、放④</p> <p>【許可からの変更点等】 設計方針の内容を明確にするため追記した。</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放②</p> <p>【「等」の解説】 「固縛等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、添付書類において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他</p>	<p>海洋への放射性物質の流出を抑制するために尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置する。放①</p> <p>抑制設備は、再処理施設と共用する。放①</p> <p>b. 設計方針 (a) 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ① a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。放① i. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。放①</p> <p>(b) 悪影響防止 基本方針については、「イ. (ハ) (1) ① b. 悪影響防止」に示す。放① i. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、竜巻により飛来物とならないように必要に応じて固縛等の措置をとることで他</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（3 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設の事業変更許可の記載に合わせて河川、湖沼等を記載しているが、発電炉では記載していない。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>ことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放③、放④</p> <p>可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水収集柵 5 箇所の設置場所に計 10 本高さ約 0.50m、幅約 11.0m（4 本）、高さ約 0.50m、幅約 5.3m（2 本）、高さ約 0.73m、幅約 4.2m（2 本）、高さ約 0.63m、幅約 8.4m（2 本）及び尾駁沼 2 箇所の設置場所に計 106 本（高さ約 4.0m、幅約 20.0m）の合計 116 本を確保する設計とする。また、予備として 116 本を確保する設計とし、保有数として計 232 本を確保する設計とする。放③、放④</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。放③、放④</p> <p>放射性物質吸着材は、必要数として、雨水収集柵 5 箇所に計約 5,430 kg を確保する設計とする。また、予備として、計約 5,430 kg を確保する設計とし、保有数として計約 10,860 kg を確保する設計とする。放③、放④</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能</p>	<p>の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放③</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放③、放④</p> <p>【「等」の解説】 「海洋、河川、湖沼等」とは敷地外の水系の総称として許可の記載のとおりとした。</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型汚濁水拡散防止フェンスの仕様は、許可本文に記載がないが、基本設計方針対象設備として、発電炉の記載を参考に仕様を記載した。</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放③、放④</p> <p>【許可からの変更点】 放射性物質吸着材の仕様は、許可本文に記載がないが、基本設計方針対象設備として、発電炉の記載を参考に仕様を記載した。</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有</p>	<p>の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放④</p> <p>（c） 個数及び容量 基本方針については、「イ.（ハ）（1）② 個数及び容量」に示す。放④ i. 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするとともに、必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放④</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では汚濁防止膜を二重に計 2 本設置としているが、MOX 燃料加工施設の尾駁沼 2 箇所では 1 重で設置するため記載が異なる。</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX 燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置する必要数を確保することに加えて、予備として故障時のバックアップを確保する。放④</p> <p>再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾駁沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有</p>	<p>汚濁防止膜（可搬型）は、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。</p> <p>必要数は、各設置場所に必要な幅に対して汚濁防止膜を二重に計 2 本設置することとし、雨水排水路集水柵 9 箇所の設置場所に計 18 本（高さ約 3m、幅約 3m（12 本）、高さ約 2m、幅約 3m（6 本））及び放水路 3 箇所の設置場所に計 6 本（高さ約 4m、幅約 4m（6 本））の合計 24 本使用する設計とする。 また、予備については、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、破れ等の破損時の予備用として各設置場所に対して 2 本の計 24 本を保管することとし、予備を含めた保有数として設置場所 12 箇所分の合計 48 本を保管する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（4 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 751 507 1018"> （当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。 </p> <p data-bbox="172 1598 507 1770"> 【「等」の解説】 「コンテナ等」は、複数種類のコンテナの総称として許可の記載のとおりとした。（以下同じ） </p>	<p data-bbox="555 268 1029 436"> 力を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。放③、放④ </p> <p data-bbox="555 472 1029 709"> 再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。放③、放④ </p> <p data-bbox="555 745 1029 913"> なお、点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。放③、放④ </p> <p data-bbox="555 949 1029 1222"> 再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。放③、放④ </p> <p data-bbox="555 1260 1029 1522"> 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤ </p> <p data-bbox="555 1558 1029 1795"> 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤ </p> <p data-bbox="555 1831 1029 1955"> 抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に </p>	<p data-bbox="1053 268 1528 436"> する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。放③、放④ </p> <div data-bbox="1121 573 1478 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="1133 604 1466 751"> 【許可からの変更点等】 基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。 </p> </div> <p data-bbox="1053 1390 1528 1522"> 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放⑤ </p> <p data-bbox="1053 1558 1528 1795"> 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放⑤ </p> <p data-bbox="1053 1831 1528 1955"> 抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、 </p>	<p data-bbox="1549 268 2024 436"> する設計とするとともに、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する。放③、放④ </p> <p data-bbox="1549 1255 2024 1522"> （d）環境条件等 基本方針については、「イ.（ハ）（1）③環境条件等」に示す。放③ i. 可搬型重大事故等対処設備 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。放③ </p> <p data-bbox="1549 1558 2024 1795"> 屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。放③ </p> <p data-bbox="1549 1831 2024 1955"> 抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、 </p>	<p data-bbox="2092 268 2484 268"> 発電炉設工認 基本設計方針 </p>	<p data-bbox="2540 472 2804 508">放③、放④（P7 から）</p> <p data-bbox="2540 745 2804 781">放③、放④（P7 から）</p> <p data-bbox="2540 949 2804 984">放③、放④（P7 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（5 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「風（台風）等」について、考慮している自然現象の内容は個々の設備の評価とあわせて明確化するため、基本設計方針では等のままとした。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開して記載しているため。</p>	<p>保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収容して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。放⑤</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「ロ. (ト)(2)②e. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放⑤</p> <p>【許可からの変更点等】 主語の明確化に伴う記載の適正化。</p> <p>【許可からの変更点等】 運用要求について「保安規定に定めて、管理する」との記載に適正化する。</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放⑤</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放⑥</p>	<p>風（台風）等により機能を損なわない設計とする。放④</p> <p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。放④</p> <p>抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。放④</p> <p>屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収容して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。放⑤</p> <p>抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。放④</p> <p>(e) 操作性の確保 基本方針については、「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。放④ 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。放④</p> <p>c. 主要設備の仕様 抑制設備の主要設備の仕様を添 5 第 51 表に示す。放④</p> <p>d. 系統構成及び主要設備 (a) 系統構成 工場等外への放射性物質の拡散を抑制す</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（6 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>るための設備として、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を通じてMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾駁沼及び海洋へ放射性物質が流出することを抑制するための重大事故等対処設備として、抑制設備を使用する。放</p> <p>抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で構成する。放</p> <p>放射性物質の流出を抑制するための対処では、抑制設備に加えて水供給設備の一部であるホース展張車及び補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を使用する。放</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。放</p> <p>水供給設備の一部であるホース展張車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。放</p> <p>補機駆動用燃料補給設備については「ト. (イ)(4)④ 系統構成」に、水供給設備については「ト. (イ)(6)④ 系統構成及び主要設備」に示す。放</p> <p>(b) 主要設備 可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、建物に放水した水に放射性物質が含まれていることを考慮し、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路に設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。放</p> <p>放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。放</p> <p>排水路に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。放</p> <p>尾駁沼に設置する可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展張車及び可搬型中</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

第三十四条（工場等外への放射性物質等の拡散を抑制するための設備（抑制設備））（7 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 499 513 768"> （当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則の27条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開して記載しているため。 </p> <p data-bbox="181 919 513 1188"> 【「等」の解説】 「取替え等」及び「分解点検等」が指す具体的な内容は設備によって異なり、保安規定に基づき策定する保全計画において明確化するため、基本設計方針では等のままとした。 </p>	<p data-bbox="557 573 1012 810"> 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦ </p> <p data-bbox="557 877 1012 1115"> 抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦ </p>	<p data-bbox="1056 573 1522 810"> 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放⑦ </p> <p data-bbox="1056 877 1522 1083"> 抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放⑦ </p> <p data-bbox="1056 1115 1522 1692"> a. 主要な設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型汚濁水拡散防止フェンス（再処理施設と共用） 数 量 1式放□ 放射性物質吸着材（再処理施設と共用） 数 量 1式放□ 小型船舶（再処理施設と共用） 艇 数 3艇（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2艇）放□ 運搬車（再処理施設と共用） 台 数 2台（予備として故障時時のバックアップを1台）（待機除外時のバックアップを水供給設備の運搬車の待機除外時のバックアップと兼用） 放③, 放④ </p> <p data-bbox="1056 1724 1522 1902"> 可搬型中型移送ポンプ運搬車（再処理施設と共用） 台 数 5台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを3台） 放③, 放④ </p>	<p data-bbox="1555 262 2021 338"> 型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。放◇ </p> <p data-bbox="1555 369 2021 445"> 抑制設備の配置図を添5第75図に示す。放◇ </p> <p data-bbox="1555 476 2021 810"> e. 試験・検査 基本方針については、「イ. (ハ)(1)① b. 試験・検査性」に示す。放◇ 抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。放◇ </p> <p data-bbox="1555 842 2021 1050"> 抑制設備の小型船舶は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。放◇ </p>	<p data-bbox="2546 1486 2754 1520"> 放③, 放④ (P4 へ) </p> <p data-bbox="2546 1724 2754 1757"> 放③, 放④ (P4 へ) </p>	<p data-bbox="2644 224 2712 262"> 備考 </p>

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十四条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（放水設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放① -1	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備に関する説明（建屋への放水による放射性物質の拡散の抑制）	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	-	a, c
放① -2	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備に関する説明（航空機燃料火災が発生した場合の消火活動）	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	-	a, c
放②	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	2 項	-	b
			3 項二 四号 六号	-	b
放③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項六号	-	b
放④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項一号	-	a, b
放⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項二 七号	-	b
			3 項三 四号	-	b
放⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項三 五号	-	b
			3 項一 号	-	b
放⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項四号	-	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					

設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	項目	考え方	添付書類
放☐	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-
放☒	他条文の参照	他条文を参照する記載である。	-
放☓	設備仕様	仕様表にて記載する。	d

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
放◇	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-
放◇	他条文との重複記載	他条文を参照する記載である。	-
放◇	添付書類の記載内容	内容は仕様表、配置図等で詳細を示す事項である。	c, d

4. 添付書類等

No.	書類名
a	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
c	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図
d	仕様表 (設計条件及び仕様)

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十四条（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備（抑制設備））					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
放①	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備に関する説明	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	-	a, c
放②	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	2 項	-	b
			3 項二 四号 六号	-	b
放③	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項六号	-	b
放④	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項一号	-	a, b
放⑤	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項二 七号	-	b
			3 項三 四号	-	b
放⑥	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項三 五号	-	b
			3 項一 号	-	b
放⑦	試験・検査性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十四条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項四号	-	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
放㊦	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-		
放㊧	他条文の参照	他条文を参照する記載である。	-		
放㊨	設備仕様	仕様表にて記載する。	d		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
放④	重複記載	事業変更許可申請書の本文又は添付書類五の記載と重複する内容である。	-
放④	他条文の参照	他条文を参照する記載である。	-
放④	添付書類の記載内容	内容は仕様表、配置図等で詳細を示す事項である。	c, d
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
b	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
c	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図		
d	仕様表		

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するため及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な重大事故等対処設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針														
2	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールローダ、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針														
3	放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針														
4	放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m ³)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・放水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 ・放水系統に設置する計測器によって放水砲流量、圧力が測定できる設計であることを設計根拠に関する説明書にて説明する。 【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。												
5	放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ	基本方針														
6	放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールローダを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型放水砲	基本方針														
7	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	基本方針														
8	放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計	基本方針														
9	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針														
10	放水設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。												
11	放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(悪影響防止)														

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
1	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、建屋に放水し、放射性物質の拡散を抑制するため及び燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な重大事故等対策設備として、放水設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
2	放水設備は、大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、ホイールロード、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールロード 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	-	-
3	放水設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中への放射性物質の拡散に至るおそれがある場合、大型移送ポンプ車から供給する水を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲により燃料加工建屋に放水できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	<ポンプ> 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 個数 取付箇所 原動機 <主配管> 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 個数 取付箇所	-	-
4	放水設備は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大型移送ポンプ車から水及び泡消火薬剤(2m ³)を、可搬型建屋外ホースを介して可搬型放水砲へ供給することで、放水による消火活動を行い、航空機燃料火災に対応できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	<ポンプ> 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 個数 取付箇所 原動機 <主配管> 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 個数 取付箇所	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・放水設備の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。 ・放水系統に設置する計測器によって放水砲流量、圧力が測定できる設計であることを設計根拠に関する説明書にて説明する。
5	放水設備は、移動等により複数の方向から燃料加工建屋に向けて放水することが可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールロード	-	V-2-3 系統図 V-2-4 配置図 V-2-5 構造図	【V-2-3系統図、V-2-4配置図、V-2-5構造図】 ・放水設備の系統構成、設置場所について、系統図、配置図にて説明する。 ・放水設備の構造について、構造図にて説明する。
6	放水設備の可搬型放水砲は、放水設備のホイールロードを用いて運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-	-	-
7	放水系統には、放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計を設置し、放水時の流量及び圧力を確認できる設計とする。	機能要求②	-	-	-	-	-	○	-	【機能要求②】 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲	-	-
8	放水設備の可搬型放水砲流量計は、乾電池を使用する設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲流量計	-	-	-
9	建物への放水については、臨界安全に及ぼす影響をあらかじめ考慮して行うことを、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
10	放水設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールロード 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対策設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対策設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対策設備(2) 共用】 重大事故等対策設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
11	放水設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対策に同時に対処することを考慮し、十分な数量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールロード 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
12	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれることがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛散物とならないように必要に応じて屋根等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の竜巻による悪影響について考慮する事項を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による稼働停止時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とするともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。	設置要求	大型移送ポンプ車	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制（建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動）に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・放射性物質の拡散の抑制（建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動）に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力、原動機出力を設定根拠説明書にて説明する。 ・可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計の必要数を設定根拠説明書にて説明する。 ・可搬型放水砲流量計、可搬型放水砲圧力計の許差範囲を設定根拠説明書にて説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	
20	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とするともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。	設置要求	可搬型放水砲	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
12	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、共通要因によって同時にその機能が損なわれることがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を燃料加工建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する</p>		
13	放水設備の大型移送ポンプ車は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備】 (1) 内部発生飛散物による影響 ・重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対して考慮する事項を説明する。</p>		
14	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲及び可搬型建屋外ホースは、竜巻により飛散物とならないよう必要に応じて囲護等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言											<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備】 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等 ・重大事故等対処設備の電巻による悪影響について考慮する事項を説明する。</p>		
15	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②										<p>【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース</p>	<p><ポンプ> 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 個数 取付箇所 原動機 <主配管> 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 個数 取付箇所</p>			
16	放水設備の可搬型放水砲で最大の容量の放水を可能にするため、放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による稼働外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											<p>【機能要求②】 大型移送ポンプ車</p>	<p><ポンプ> 容量</p>		
17	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために放水設備の可搬型放水砲で放水するための水を供給する設計とする。	機能要求① 機能要求②											<p>【機能要求②】 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース</p>	<p><ポンプ> 容量 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 主要寸法 主要材料 個数 取付箇所 原動機 <主配管> 最高使用圧力 最高使用温度 外径・厚さ 主要材料 個数 取付箇所</p>		
18	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の大型移送ポンプ車は、必要な台数を有する設計とするともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の大型移送ポンプ車を兼用する。	設置要求														<p>【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ○個数及び容量 ・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力等を設定根拠説明書にて説明する。</p>
19	再処理施設と共用する大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋の最高点である屋上全般にわたって放水するために必要な容量を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											<p>【機能要求②】 可搬型放水砲</p>	<p><主配管> 外径・厚さ</p>	<p>V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p>	
20	再処理施設と共用する燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために必要な容量を有する設計とする。	機能要求②											<p>【機能要求②】 可搬型放水砲</p>	<p><主配管> 外径・厚さ</p>	<p>・放射性物質の拡散の抑制(建屋への放水、航空機燃料火災発生時の消火活動)に必要な大型移送ポンプ車、可搬型放水砲の容量、吐出圧力等の計測範囲を設定根拠説明書にて説明する。</p>	
21	燃料加工建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に使用する放水設備の可搬型放水砲は、必要な台数を有する設計とするともに、大気中への放射性物質の拡散を抑制するために使用する放水設備の可搬型放水砲を兼用する。	設置要求														

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
22	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対応に必要な流量を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型建屋外ホース		設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))													
23	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水流量計		設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))													
24	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	可搬型放水砲圧力計		設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))													
25	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求	ホイールローダ		設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))													
26	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲		設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響												
27	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲		基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))													
28	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型建屋外ホース		基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響												
29	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計		設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))													
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	施設共通 基本設計方針		基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響												
31	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計		設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響												
32	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響												
33	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収容し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針		基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))													

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
22	再処理施設と共用する放水設備の可搬型建屋外ホースは、重大事故等への対応に必要な流量を確保するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											【機能要求②】 可搬型建屋外ホース	<主配管> 外径・厚さ		
23	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水流量計は、放水設備の可搬型放水砲の放水量を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											【機能要求②】 可搬型放水砲流量計	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲		
24	再処理施設と共用する放水設備の可搬型放水砲圧力計は、放水設備の可搬型放水砲の放水時の圧力を監視するため、重大事故時に想定される変動範囲を監視可能な測定範囲を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求											【機能要求②】 可搬型放水砲圧力計	<計測装置> 検出器の種類 計測範囲		
25	再処理施設と共用する放水設備のホイールローダは、可搬型放水砲を運搬できる設計とするともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。	設置要求											ホイールローダ	-		
26	放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求											大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】 ・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。
27	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言											大型移送ポンプ車 可搬型放水砲	-		
28	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言											可搬型建屋外ホース	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
29	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求											可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-		
30	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲流量計は「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づき設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言											施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の要因となる事象からの防護方針を説明する。
31	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求											大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 ・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
32	屋外に保管する放水設備の大型移送ポンプ車及び可搬型放水砲は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求											施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
33	屋外に保管する放水設備の可搬型建屋外ホースは、コンテナ等に収容し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求											施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請						
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
34	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように繰量率の高くなるおそれの少ない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(7) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	大型移送ポンプ車	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2)試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	設計方針(試験・検査性)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
34	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、想定される重大事故が発生した場合においても操作に支障がないように繰量率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(7) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
35	放水設備の大型移送ポンプ車、可搬型放水砲、可搬型建屋外ホース、可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、コネクタ接続に統一することにより、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1)操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。
36	放水設備の大型移送ポンプ車は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認、分解点検等が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
37	放水設備の大型移送ポンプ車は、車両として運転状態の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、保守等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	大型移送ポンプ車	-	-		
38	放水設備の可搬型放水砲は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲	-	-		
39	放水設備の可搬型放水砲流量計及び可搬型放水砲圧力計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、模擬入力による機能、性能の確認及び校正並びに外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	-	-		

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
1	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針														
2	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車で構成する。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針														
3	抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路（雨水集水側5箇所）に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	基本方針														
4	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼（2箇所）へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	基本方針	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・敷地外の河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備(抑制設備)の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。												
5	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材 小型船舶	基本方針														
6	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針														
7	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	基本方針														
8	抑制設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。												
9	抑制設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	施設共通 基本設計方針	基本方針	3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用													
10	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれることがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する												
11	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 ・重大事故等対処設備の電巻による悪影響について考慮する事項を説明する。												
12	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び傾斜を有する設計とするともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））														

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類
1	燃料加工建屋において重大事故等が発生し、大気中へ拡散した放射性物質が建物への放水によってMOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、放射性物質の流出を抑制するために必要な重大事故等対処設備として、抑制設備を設ける設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	-	基本方針	-	-	-
2	抑制設備は、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、可搬型中型移送ポンプ運搬車及び運搬車で構成する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-	-	-
3	抑制設備は、燃料加工建屋において重大事故等が発生し、MOX燃料加工施設の敷地に隣接する尾根沼及び海洋へ放射性物質が流出するおそれがある場合、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路(雨水集水側5箇所)に可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材を設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 運搬車	-	-	-
4	抑制設備は、海洋への放射性物質の流出を抑制するために、可搬型汚濁水拡散防止フェンスを尾根沼(2箇所)へ設置して、放射性物質の流出を抑制できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶 可搬型中型移送ポンプ運搬車	-	V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 ・敷地外の河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するための設備(抑制設備)の設備概要、設備構成について設定根拠に関する説明書にて説明する。
5	抑制設備の放射性物質吸着材及び小型船舶は、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	放射性物質吸着材 小型船舶	-	-	-
6	排水路に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、運搬車により運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-
7	尾根沼に設置する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、ホース展開車及び可搬型中型移送ポンプ運搬車で運搬できる設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-
8	抑制設備は、再処理施設と共用する。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 共用	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 共用】 重大事故等対処設備を共用することによる悪影響について考慮する事項を説明する。
9	抑制設備は、MOX燃料加工施設及び再処理施設における重大事故等対処で同様の対処を実施することで、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通原因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する
10	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、共通要因によって同時にその機能が損なわれることがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.1 共通原因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 ・可搬型重大事故等対処設備の位置的分散について考慮する事項を説明する
11	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、電撃により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等 ・重大事故等対処設備の電撃による悪影響について考慮する事項を説明する。	【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響(電気的影響を含む。)等】 重大事故等対処設備の電撃による悪影響について考慮する事項を説明する。
12	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、海洋、河川、湖沼等への放射性物質の流出を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とするともに、保管数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請								
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
13	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水収集槽5箇所の設置場所に計10本高さ約0.50m、幅約1.1m(4本)、高さ約0.50m、幅約5.3m(2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m(2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m(2本)及び尾放溜2箇所の設置場所に計106本(高さ約4.0m、幅約20.0m)の合計116本を確保する設計とする。また、予備として116本を確保する設計とし、保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
14	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
15	放射性物質吸着材は、必要数として、雨水収集槽5箇所に計約5,430kgを確保する設計とする。また、予備として、計約5,430kgを確保する設計とし、保有数として計約10,860kgを確保する設計とする。	設置要求	放射性物質吸着材	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
16	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾放溜に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な備力を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
17	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求	運搬車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
18	なお、点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。	設置要求	運搬車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
19	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とする。また、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求	可搬型中型移送ポンプ運搬車	設計方針(個数及び容量(可搬型重大事故等対処設備))															
20	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (4) 汽水を供給する系統への影響													
21	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び電巻に対して、風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響													
22	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響													
23	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響													
24	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶	設計方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))		V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響													

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
13	可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、必要数として、雨水収集槽5箇所の設置場所に計10本高さ約0.50m、幅約1.10m(4本)、高さ約0.50m、幅約5.3m(2本)、高さ約0.73m、幅約4.2m(2本)、高さ約0.63m、幅約8.4m(2本)及び尾殺沼2箇所の設置場所に計106本(高さ約4.0m、幅約20.0m)の合計116本を確保する設計とし、保有数として計232本を確保する設計とする。	設置要求													
14	再処理施設と共用する抑制設備の放射性物質吸着材は、MOX燃料加工施設の敷地を通る排水路を考慮して、排水路に設置するため、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な数量を確保する設計とする。	設置要求													
15	放射性物質吸着材は、必要数として、雨水収集槽5箇所に計約5,430kgを確保する設計とする。また、予備として、計約5,430kgを確保する設計とし、保有数として計10,860kgを確保する設計とする。	設置要求													
16	再処理施設と共用する抑制設備の小型船舶は、尾殺沼に可搬型汚濁水拡散防止フェンスを設置するために必要な能力を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1艇、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2艇の合計3艇以上を確保する設計とする。	設置要求													
17	再処理施設と共用する抑制設備の運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶を運搬するために、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。	設置要求													
18	なお、点検保守による待機除外時のバックアップについては、同型設備である「7.6 水供給設備」の運搬車の点検保守による待機除外時のバックアップと兼用する。	設置要求													
19	再処理施設と共用する抑制設備の可搬型中型移送ポンプ運搬車は、可搬型汚濁水防止フェンスを運搬できる設計とする。また、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する設計とする。	設置要求													
20	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び小型船舶は、汽水の影響に対して耐腐食性材料を使用する設計とする。	設置要求													
21	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、収容するコンテナ等に対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。	冒頭宣言													
22	抑制設備の小型船舶は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求													
23	地震を要因とする重大事故等が発生した場合に用いる抑制設備の小型船舶は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」の「8.1.7. 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言													
24	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材及び小型船舶は、内部発生飛散物の影響を考慮し、外部保管エリアの内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	設置要求													

【V-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】
○風数及び容量
・放射性物質の拡散の抑制(河川、湖沼等への放射性物質の流出の抑制)に必要な可搬型汚濁水拡散防止フェンス、放射性物質吸着材、小型船舶、運搬車、可搬型中型移送ポンプ運搬車の必要数を設定根拠説明書にて説明する。

V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
3. 健全性における基本方針
3.3 環境条件
3.3.2 重大事故等対処設備
(4) 汽水を供給する系統への影響

【3.3.2 重大事故等対処設備(4) 汽水を供給する系統への影響】
・重大事故時に汽水を供給する系統への影響を説明する。

V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
3. 健全性における基本方針
3.3 環境条件
3.3.2 重大事故等対処設備
(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響

【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】
・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の原因となる事象からの防護方針を説明する。

V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
3. 健全性における基本方針
3.3 環境条件
3.3.2 重大事故等対処設備
(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響

【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】
・可搬型重大事故等対処設備に対する設計基準事故において想定した条件より厳しい条件の原因となる事象からの防護方針を説明する。

V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
3. 健全性における基本方針
3.3 環境条件
3.3.2 重大事故等対処設備
(5) 周辺機器等からの悪影響

【3.3.2 重大事故等対処設備(5) 周辺機器等からの悪影響】
・重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
25	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収容して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	小型船舶	設計方針(環境条件等(重大事故等対処設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	設計方針(操作性の確保)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・重大事故等対処設備の操作性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	抑制設備の小型船舶は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	小型船舶	設計方針(試験・検査性)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
25	屋外に保管する抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、コンテナ等に収容して保管し、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響(降下火砕物による積載荷重)に対しては除灰する手順を保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○	-	施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 ・ 重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
26	抑制設備の小型船舶は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように線量率の高くなるおそれのない屋外で操作可能な設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 設置場所における放射線の影響】 ・ 重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
27	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンスは、簡便な接続方式とすることで、現場での接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (1) 操作性	【3.4.2 重大事故等対処設備(1) 操作性】 ・ 重大事故等対処設備の操作性を説明する。
28	抑制設備の可搬型汚濁水拡散防止フェンス及び放射性物質吸着材は、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観の確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、取替え等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
29	抑制設備の小型船舶は、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、外観点検、員数確認、性能確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、分解点検等が可能な設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	○	-	小型船舶	-	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・ 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月10日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は、追而とする。

令和3年9月10日 R0

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

※本別紙は、追而とする。

令和3年9月10日 R0

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は、追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。